

平成 26 年度 社会福祉法人ささの会本部事業報告

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、障害者支援施設「どうかん」（以下どうかん）の経営およびグループホーム「ほがらかホーム」（以下ほがらかホーム）、さいたま市岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」（以下ささぼし）、指定特定相談事業所「レタス」（以下レタス）の経営を行った。

平成 26 年度は、法人が事業運営を開始して 10 年目の節目を迎えた。

この 10 年、障害者自立支援法の施行、国際障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法の施行、障害者基本法の改定など、障害福祉を取り巻く状況が激動する中、ささの会は常に変化と挑戦を自らに課して進んできたと言える。

常に利用者主体のサービスの創出と提供に努めてきたささの会にとって、新事業所「ぼとふ館」の設立は、まさに地域の実情とニーズに応じてサービスを創出する取り組みとなった。今後は法人の各事業所を有機的に連動させ、隙間のないサービス体系と支援システムづくりを進めていきたい。

しかし一方、世論の批判、国の方針において、社会福祉法人はそのあり方の見直しが始まった。理事会では社会福祉法人としての社会貢献について継続して協議したが、結論には至らなかった。平成 27 年度は社会福祉法の改定などの動向を見極め、方針を検討していくこととなった。

【平成 26 年度法人重点事項】

- ① 利用者の権利を擁護する意識を形成
- ② 利用者の多様なニーズに応える多機能型事業所（通所）の建設
- ③ 岩槻区における地域システムの構築及び機関ネットワークづくり

の 3 点を挙げて重点的に取り組んだ。

平成 26 年度法人事業計画を受けての具体的な取り組みは、以下のとおりである。

1. 理事会、評議員会の開催

理事会 4 回、評議員会 4 回を開催した。

日時と内容は以下の通りである。

第 1 回理事会・評議員会	平成 26 年 5 月 28 日
第 2 回理事会・評議員会	平成 26 年 10 月 6 日
第 3 回理事会・評議員会	平成 27 年 1 月 21 日
第 4 回理事会・評議員会	平成 27 年 3 月 26 日

また、新事業所にかかわる競争入札は平成 26 年 10 月 6 日に建設業者、平成 27 年 1 月 21 日に備品等の業者について行われた。ともに法人理事、評議員立会いのもと、適切にとり行われた。

2. 権利擁護の推進

(1) 障害者虐待防止法を遵守した予防と発生時の対応。

障害者虐待防止法に基づく、虐待の予防を進めるため、職員研修に力を入れるとともに、虐待が疑われる事例については、ささいなことでも施設長に報告し、必要に応じて市町村担当課や権利擁護支援員に報告するなど、内部だけで判断しないで対応した。

平成 26 年度は、実際に 3 件の事案について市区町村の虐待受付窓口で報告、相談をした。3 件のうち 1 件は職員が利用者を感情的に叱責したという内容であり、受付後の事実確認を経て、「虐待とまでは判定できない」という結果になった。2 件は原因不明の怪我などであり、窓口での受付には至らなかった。

再発防止のため職員間で協議を重ね、「不適切な対応」はいかなる場合においても、事実の確認を徹底すること、時には積極的に虐待窓口で相談していくことを確認した。また、不適切な対応は当事者の職員が気づいていない場合もあり、常に職員個々の人権意識、支援のスキルを高めるため、職員間でのコミュニケーションを深めることが必要性であると実感した。

(2) 本人活動（自治会等）、苦情解決体制、倫理委員会の活動推進

苦情受付数は、法人全体では、合計 22 件となった。どうかん利用者からは 15 件、グループホーム利用者からは 1 件、ささぼし利用者からは 6 件あった。一番多い内容は「職員の対応」であり、法人全体で 19 件（全体の 86%）の苦情があった。

苦情受付のあと、担当者からの施設長への報告と利用者への聞き取りなどは比較的スムーズに実施できた。しかし、定期的な解決体制会議や第三者委員会の開催が十分にできていないことが今後の課題となった。

倫理委員会は、どうかんの中では定着し、安定した取り組みができた。

(3) 権利擁護に関するスーパーバイズ体制の強化および虐待防止研修の実施

権利擁護および虐待防止に関する内部研修には力を入れ、職員会議等で繰り返し、報道されている事例等を取り上げ、意識の向上に努めた。

埼玉県内での各種研修にも、できるだけ多くの職員を参加させた。

3. 障害福祉サービス事業所（通所施設）の設立および適切な運営

多機能型事業所の設立計画は、平成 26 年 3 月に建設費の国庫補助が決定し、国庫補助及びさいたま市補助合計は 191,200,000 円となった。同年 10 月に建設業者の入札を行い、株式会社松永建設が工事費 321,000,000 円で落札した。同年 11 月より工事開始、平成 27 年 3 月に建設が無事に完了した。

建設計画当初に比べ建築費が高騰したため、事前の設計段階で徹底したコストダウンを目指したが、予算を大きく上回る建設費になった。また、入札前の設計見直しに時間がとられたため、工期が大幅に短くなったが、建設会社が万全の体制で工事を進めてくれたこともあり、年度内に終了することができた。

ぽとふ館の事業計画策定にあたっては、さいたま市の要請を踏まえ、関係機関の協力を得て、地域のニーズを調査し、利用者の意向をできる限り反映したものをめざし、作成した。

最終的に、多機能型通所 定員 35 名（生活介護 25 名、就労継続支援 B 型 10 名）、および単独型短期入所事業所（定員 3 名）、指定特定相談事業所、居宅介護事業所

を併設した複合型の事業所となった。

利用者の募集にあたっては、事前の説明会として、特別支援学校等の進路説明会などの場で合計3回、法人主催での利用説明会を合計4回、実施した。

初年度の利用定員を30名としていたが、当初の予定を上回る希望者数となったため、急きょ、さいたま市を通して国に相談し、定員を35名に計画修正した。

また、地元住民はおおむね好意的であり、トラブル等は皆無であった。特に建設に関しては様々な面で協力をしていただいた。

4. 岩槻区における地域システムの構築及び機関ネットワークづくり

(1) 岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」(以下、支援センター)の運営を通じた行政との連携および関係諸機関とのネットワークづくり

ささぼしの運営は3年目となり、岩槻区支援課との連携のもと、地域におけるネットワークも広がったことから、調整がより円滑に行えるようになってきた。

計画相談は、ささぼしを中心として、岩槻区内に新たに開業した指定相談事業所との連携により、年度内に作成が必須となっていた方全員の作成が終了し、今後作成が必要な方を入れた全体数の約75%を達成することができた。

相談者は、前年度より126人増え、年間504人の方が利用した。また、今年度の新規受付の利用者208人のうち、計画相談の利用受付者が77人で37%となっている。計画相談の作成者数はささぼしでの累計で173人となった。

相談者の年齢層では、47%が40歳から64歳の中高年齢層で、同居する家族の高齢化等で、サービスの需要が急速に増え、サービスのも不足が深刻化している。

岩槻区では、これまでに継続してきたサービス調整会議に加えて、新たに計画相談支援連絡会を設置した。計画相談支援連絡会では、支援課、ささぼし、指定相談事業所が出席し、区内のサービス利用者の計画相談を計画的に進めることと、共通の理解のもと進めることで、相談支援の質を維持、向上させることを目的とし、地域全体で協力して支援を進めていけるようなシステムづくりに努めた。

また、新たに指定を受けた2事業所に対し、さまざまな機会をとらえて助言や同行訪問等を実施した。

岩槻区顔の見えるネットワーク会議は、その独自の取り組みが評価され、岩槻区の正式な事業として実施されることとなった。岩槻区長マニフェストにも掲げられて、岩槻区地域の取り組みとして重点をおいた運営がなされた。実施回数は4回、参加機関は50機関、のべ218人が参加した。特に虐待や差別の予防に関するテーマを適宜取り入れ、障害のある人の理解とともに、サービス提供者としての意識やスキルの向上に努めた。

(2) 指定特定相談支援事業所「レタス」と支援センター「ささぼし」における、サービス等利用計画の作成に関する地域相談システムづくり

今年度、レタスでは、どうかんやほがらかホームの利用者に加え、ぼとふ館利用予定者の計画作成を担当し、45名の計画を作成し、これまでの契約者累計は85名となった。

ぼとふ館利用者に関しては、ささぼしやそれぞれの地域の相談事業所との協力により、開所時の利用に間に合わせる事ができた。

施設利用者においては、計画の更新時期がほぼ重なるため、対応が一度に終わらないという課題がある。計画作成を通じて、施設のサービスのさらなる拡充への期待が多く寄せられている。

上述した通り、岩槻区で2か所の指定相談事業所が立ち上がり、計画相談の実務的

な連携をはかるための計画相談支援連絡会議が月 1 回開かれることとなった。

レタスは市内でも先行して指定を受けた相談事業所として、その経験から、新規参入の 2 事業所に対して、情報提供するなど、連携に努めた。

(3) 障害者支援施設「どうかん」と支援センター「ささぼし」が連動した地域におけるセーフティネットの体制づくり

どうかんは、地域におけるセーフティネットの役割・機能を強化し、ささぼし等地域の機関との連動のもと、緊急の相談や虐待被害者の保護に努めた。

こうした中、今年度の新規事業として、平成 26 年 10 月より、さいたま市と「さいたま市障害者緊急一時保護業務」の協定を結んだ。さいたま市内で緊急に保護する必要が生じ、短期入所の空床がなく、やむを得ない措置が実施できない事例に対する保護を柔軟に行うもので、これまでの実績から、どうかんを含め 3 か所が指定施設として市に協力することとなった。今年度は、のべ 11 日、実人数 1 名の方が利用した。

どうかんにおける短期入所事業の平成 26 年度における実績は、のべ 4,222 日、実人数 62 名と増え続けている。

傾向として、現在通所施設を利用している方々が、将来のどうかんの施設入所を目的に短期入所を希望されるケースが増えている。特に、日中一時支援事業とまとのサービスを受けている方からの要望が増えた。団塊世代の高齢化により、在宅生活の継続が困難になったことが相談件数の増加につながったと思われる。

このほか、緊急保護で受け入れたケースがそのままロングステイとなった方々があり、実績数が増えている。

緊急の相談件数は、64 件（前年度 47 件）あり、実際の受け入れは 25 件（前年度 18 件）であった。内訳は、「行動障害や精神症状などによる対応困難」15 件、「虐待」5 件、「介護者等の入院や死亡」4 件、「触法」1 件となっている。

5. 人材の育成・確保

(1) 多様な新規事業を想定した人材確保・育成計画の策定（4～6 月）

多機能型事業所の人材確保と、内部異動に伴う職員補充を想定し、早めの求職活動を行ったが、例年と比べても求職者が少なく、とりわけ新卒者の応募が少なかった。中途採用の職員が結果として多く、経験の有無などに配慮しながら、研修を行った。人材育成については、ささの会研修計画に基づき、新任には、エルダー制度と新任研修プログラムを実施、中堅や管理職、専門職に対しては、その担当する職種、役職に応じた研修プログラムを実施した。

施設外研修は、研修プログラムをもとに、年間で 113 研修、184 名の職員（延べ日数 253 日）を参加させた。埼玉県相談支援従事者初任者研修に 5 名、埼玉県サービス管理責任者養成研修（介護）に 1 名の職員を参加させた。

また、例年通り、職員派遣は以下の通り、人材育成に役立てることを踏まえて、出来る限り地域の要請にこたえる形で実施した。

具体的な派遣は以下のとおりである。

埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修の講師 3 名、埼玉県サービス管理責任者養成研修（介護部門）講師 2 名、国サービス管理責任者養成指導者研修講師 1 名、さいたま市自立支援協議会委員 1 名、川口市および朝霞市の介護給付等の支給に関する審査会委員 1 名、発達障害福祉協会の虐待防止委員会委員 3 名、利用者支援委員会委員 1 名、サービス管理責任者フォローアップ委員 2 名、障害者支援部会（入所）委員 2 名、地域生活支援部会委員 2 名、青年部会委員 3 名

(2) 専門研修を目的とした他施設への職員派遣

多機能型事業所ぼとふ館を担当する職員を中心として、県内で高い実績のある生活介護事業所等の実習・研修に職員を派遣し、実務レベルでの指導を仰ぎ、新事業の開始に備えた。

なお、近年の職員数の推移は表1～4に記した。

表1 どうかん職員数の推移（単位：人、各年度4月1日時点）

	常 勤	非常勤	合 計	備 考
H19 年度	20	9	29	
H20 年度	25	8	33	障害者自立支援法移行
H21 年度	30	11	41	
H22 年度	32	15	47	
H23 年度	34	21	55	
H24 年度	34	22	56	相談支援事業受託
H25 年度	35	21	56	
H26 年度	37	23	60	H26.6月より常1名、非常2名採用予定
H27 年度	30	23	53	H27.6月1日 常36、非24、計60名

表2 グループホーム職員（世話人のみ）数の推移（単位：人、各年度4月1日時点）

	常 勤	非常勤	合 計	備 考
H19 年度	0	3	3	7月自立支援法移行
H20 年度	0	3	3	
H21 年度	0	3	3	年度途中採用6名、退職2名
H22 年度	0	8	8	たまねぎホーム開始
H23 年度	1	11	12	じゃがいもホーム開始
H24 年度	2	10	12	にんじんホーム開始
H25 年度	3	11	14	
H26 年度	5	11	16	H26.5月より非常勤1名採用予定
H27 年度	4	11	15	

表3 さいたま市岩槻区障害者生活支援センター職員数（単位：人、各年度4月1日時点）

	常 勤	非常勤	合 計	備 考
H24 年度	5	3	8	平成24年度受託開始
H25 年度	6	2	8	前年度途中、1名が非常勤から常勤へ変更
H26 年度	7	2	9	H26.6月より常勤1名採用予定
H27 年度	8	1	9	

表4 指定特定相談事業所レタス職員数（単位：人、各年度4月1日時点）

	常 勤	非常勤	合 計	備 考
H25 年度	1	0	0	平成25年10月より事業開始
H26 年度	1	1	2	
H27 年度	1	0	1	

表5 多機能事業所ぼとふ館職員数（単位：人、各年度4月1日時点）

	常勤	非常勤	合計	備考
H27年度	13	6	19	

平成27年度4月1日時点での法人職員数は97名（常勤56名、非常勤41名）
6月1日時点では101名（常勤59名、非常勤42名）となった。

6. 地域との共生

どうかんやほがらかホームを中心に、地域の住民との日頃のあいさつなどを通じた交流を大切にするよう心掛けた。また、どうかんでは笹久保自治会、ほがらかホームでは城南自治会、黒谷自治会の地域行事等に積極的に参加し、交流を深めた。

「どうかんまつり」は、今年度、天候にも恵まれ、笹久保自治会の方々をはじめ、例年以上のたくさんの地域住民に参加していただいた。また多数のボランティアにもご協力いただいた。

平成26年11月4日城南中学校の皆さんによる、どうかんでの合唱披露会があり、交流を楽しんだ。

平成27年3月1日「人形のまち 岩槻流しびな」（岩槻人形協同組合主催）へ計30人の法人利用者が参加した。人形組合100周年および岩槻市がさいたま市と合併して10年に当たり、岩槻区区民生活部および支援課からのお声かけであり、市民として地域行事を楽しむとともに、さまざまな方と交流を深めた。

このほか例年開かれる地元の行事や活動にも参加させていただいた。開所する多機能型事業所の地元地域でも、良好な関係のもと運営できるよう努めたい。

7. 各事業所における家族との連携

（1）事業所ごとの家族会の検討と行事等における家族会との協力体制の強化

利用者と家族の交流を支援するサービスとして、どうかん入所利用者の土日帰省の際の送迎サービスを試行した。

平成27年1月22日 どうかん家族会の勉強会に職員が参加し、「ぼとふ館の設立とささの会の10年の歩み」について話し合い、交流を持った。

また、11月6日の「どうかんまつり」反省会の際にも懇親会を実施した。

どうかんやほがらかホームの一泊旅行等を通じ、家族、職員の交流を深めた。

事業所ごとの家族会設立に関し、各事業所の家族の意見を聞いたが、家族の高齢化も踏まえ、過度な負担とならないように慎重に進めることとなり、次年度以降も協議を続けることとなった。

（2）広報活動における協力

広報誌「どうかん」は年度内発行ができなかったが、長年の懸案であった「ささの会ホームページ」を開くことができた。

今後、ささの会の情報を幅広く発信でき、気軽に閲覧できるものとして活用したい。

8. 法人の体制整備および機能強化

（1）社会福祉法人新会計基準への移行

平成26年4月より新会計基準へ移行した。しかし、パソコンソフトのバージョンアップが遅れたため、実質的には年度末近くまで時間がかかった。

(2) 指定共同生活援助事業所はちみつホームの設置・運営 (4月)

平成26年3月にグループホーム「はちみつホーム」を設置した(運営開始は平成26年4月より)。アパートの2階にある4部屋すべてを借りて、主に一人暮らしを目指した人のための自立度の高いホームを目指している。利用者自治会などで説明を繰り返したが、希望者は予想よりも多かった。

さらに、サテライト型グループホームりんごホームを12月1日に設置した。一人暮らしを希望する女性1名が入居した。

(3) 障害者支援施設「どうかん」の利用者増に伴う利用定員変更

どうかんの利用者が増えたことに伴い、利用定員の変更を実施した。全体定員は60名のまま、生活介護事業の増員34名→44名、就労移行支援8名→6名、就労継続B型10名のまま、生活訓練事業8名→廃止とした。

(4) 産業医の配置と職員の健康対策強化

南平野クリニックの若杉医師と産業医の契約を締結した。

(5) 各事業の業務マニュアル・システム化の推進

ぼとふ館開所に合わせて、法人でシステム化委員会を立ち上げ、法人全体での共通のシステムづくりに必要なマニュアル作りを進めた。

(6) 各事業所、各事業における事務職員の配置

ささぼし及びレタスに相談業務を兼務する事務員を配置した。

(7) 障害者支援施設「どうかん」の事務棟もしくは会議室等棟の増築

どうかんの利用者の自立訓練室をレタス及び在宅支援部の事務室に転用するなどし、業務の効率化を図った。しかし手狭になったスペースの改善は今後も課題として残った。

(8) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成 (6月)

6月に1名雇用した。どうかん利用者からの雇用については実施できなかった。

(9) 社福) 彩明会、社福) 川越にじの会との合同職員研修を通じた人材育成及び法人間連携の強化

6月27日に大宮ソニックシティにて合同研修を実施し、10名が参加した。

9. 防災対策の強化

消防法改定に伴うグループホームのスプリンクラー設置に関しては平成26年度の国庫費補助申請は見送り、平成27年度に3棟の設置申請を進めることとなった。

10. 社会福祉法人の社会貢献を目的とした法人事業の検討

社会福祉法人の地域貢献事業として、埼玉県社会福祉協議会が進めている「彩の国あんしんセーフティネット事業」への参加を検討した。

同事業に関しては、ささぼし職員2名を研修に参加させ、情報の収集に努めた。

ささの会としては、生活困窮者自立支援法の施行、社会福祉法の改定などの動向を見据えて、次年度以降の継続審議となった。